基山総合公園大型複合遊具等設計・設置工事に係る公募型プロポーザル実施要領

１ 趣旨

基山町最大の都市公園である基山総合公園は、特徴的な滑り台の形状からぐるぐる公園の愛称で親しまれ多くの方に利用されてきた。しかしながら令和３年度に実施された都市計画マスタープランのアンケート調査によると、公園・緑地・広場の整備状況に関する満足度はスポーツ施設、レクリエーション施設の整備状況に関する満足度に比べてやや低い傾向にあった。

そのため、アンケート結果を踏まえて令和５年度に「基山総合公園再整備計画」を策定し、計画に基づき来園した子ども達が安心・安全に遊ぶことができ、より魅力のある公園になるよう基山総合公園の再整備を進めている。

今回、基山総合公園の北側遊具ゾーンのリニューアルを実施するにあたり、安全安心で快適な公園施設の利用を確保するため、「基山町都市公園施設長寿命化計画」に基づき老朽化した児童用複合遊具の更新を行い、あわせて「基山総合公園再整備計画」に基づき幼児用インクルーシブ遊具の整備等を計画した。

業務の実施に際しては公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、創造力・技術力・問題解決に優れた事業者を選定しようとするものである。

２ 業務概要

（１）工事名 基山総合公園大型複合遊具等設計・設置工事

（２）工事箇所 基山総合公園北側遊具ゾーン

（３）工事内容

【基山町都市公園施設長寿命化計画に基づく工事内容】

ア）児童用複合遊具設置に伴う測量・設計 一式

イ）児童用複合遊具の製作設置工事（土工・基礎工事含む） 一式

ウ）既設児童用複合遊具撤去工事（複合遊具・ロープウェイ） 一式

【基山総合公園再整備計画に基づく工事内容】

ア）幼児用インクルーシブ遊具、ベンチ設置及びゴムチップ舗装に伴う測量・設計 一式

イ）幼児用インクルーシブ遊具及びベンチの製作設置工事（土工・基礎工事含む） 一式

ウ）既設ベンチ撤去工事 一式

エ）ゴムチップ舗装工事 一式

※ 下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な遊具等の提案があれば、積極的な追加提案を求める。なお、契約上限金額を超える提案は失格とする。

（４）契約上限金額 ８６，５８１，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

（５）工 期 契約締結日の翌日から令和９年３月１９日まで

（６）要求事項

企画提案にあたっては、「基山総合公園大型複合遊具等設計・設置工事に関する要求水準書」

に従うこと。

３ 参加要件

本工事のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（３）民事執行法（昭和５４年法律第４号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

（４）参加申込み時点で、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。

（５）基山町暴力団排除条例（平成２４年条例第１号）第２条第４号に規定する暴力団等でないこと。

（６）次に掲げる企業要件を満たしている者であること。

ア「とび・土工・コンクリート工事」の業種について建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の規定による建設業許可を受けていること。

（７）法第２６条及び建設業法施行令（ 昭和３１年政令第２７３号）第２７条に規定する主任技術者について、次に掲げる要件を満たしている者を配置すること。

ア） 参加資格確認申請書提出日において、入札に参加しようとする者と継続して３月以上の雇用関係にある者

イ）（一社）日本公園施設業協会技術資格制度の公園施設製品安全管理士の資格を有する者

（８） 一般社団法人日本公園施設業協会の SP マーク表示認定企業又は、一般社団法人日本公園施設業協会 SP マーク表示認定企業の製品を納めることができる企業であること。

（９）過去１０年間のうち、請負金額２千万円以上の遊具更新工事・遊具修繕工事と同種又は類似工事について、国又は地方公共団体と契約実績を有すること。

（１０）参加申込み時において、納期限の到来した町税等を完納している者であること。

４ 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、公募型プロポーザルへの参加申込を行うこと。なお、参加申込受付期間を過ぎての申し込みは受け付けないものとする。

（１）受付期限： 令和８年６月８日（月）から令和８年６月１７日（水）まで
（令和８年６月１７日１７時１５分必着）

（２）提出方法： 持参又は郵送

（３）提出場所
〒８４１－０２０４ 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦６６６番地
基山町役場　建設課　整備・管理係
TEL：０９４２-９２-７９６３ FAX：０９４２-９２-０７４１
e-mail：seibikanri-3@town.kiyama.lg.jp
（４）提出書類
ア）基山総合公園大型複合遊具等設計・設置工事に係る公募型プロポーザル参加申込書（様式１）
イ）誓約書（様式２）
ウ）業務の実績（様式３）及び記載の業務実績の件名、請負金額、施工場所、受注形態、工期、発注機関、業務又は工事概要、完了が確認できる資料
エ）市町村税及び県税に係る納税証明書 １部
オ）会社概要　１部
（５）参加資格審査結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書送付
上記「（４）提出書類」を提出した者について、担当部署において参加要件について書類審査を行い審査結果を通知する。

５ 企画提案書の提出
（１）受付期限： 令和８年６月２３日（火）から令和８年７月７日（火）まで
（令和８年７月７日１７時１５分必着）
（２）提出方法： 持参又は郵送
（３）提出場所
〒８４１－０２０４ 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦６６６番地
基山町役場　建設課　整備・管理係
TEL：０９４２-９２-７９６３ FAX：０９４２-９２-０７４１
e-mail：seibikanri-3@town.kiyama.lg.jp
（４）企画提案に必要な書類及び提出部数

ア）企画提案書（様式４）	９ 部
イ）工程表（任意様式）	９ 部
ウ）パース等のイメージ図（Ａ３版横適宜）	９ 部
エ）見積書（工事費内訳書）　（様式６）	９ 部
オ）児童用複合遊具の遊具設置後２０年間の修繕及び部品交換に関わる維持管理経費（点検費用は除く）及びライフサイクルコスト（ＬＣＣ）を説明する資料	９ 部
カ）その他補足説明資料	９ 部

６ 質問書等の提出

質問は、基山総合公園大型複合遊具等設計・設置工事に係る公募型プロポーザル質問書（様式５） により提出すること。

（１）受付期間

ア）参加申込に関する質問　令和８年６月８日（月）から令和８年６月１２日（金）まで

イ）企画提案に関する質問　令和８年６月２３日（火）から令和８年６月３０日（火）まで

（２）提出方法： 持参又はFAX、電子メールとする。

〒８４１－０２０４ 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦６６６番地

基山町役場　建設課　整備・管理係

TEL：０９４２-９２-７９６３ FAX：０９４２-９２-０７４１

e-mail：seibikanri-3@town.kiyama.lg.jp

（３）回答方法： 提出された質問に対する回答は、質問を受理した日から２日以内にメールで回答する。質問事項及び回答はホームページにも掲載する。なお、掲載時、質問者名は公表しない。

７ 現地視察

現地視察が必要な場合は、参加申込者が自由に行うことができる。

８ スケジュール

本業務のスケジュール（予定） は、次のとおりとする。

（１）実施要領等の公表	令和８年６月８日（月）
（２）参加申込期間	令和８年６月８日（月）から 令和８年６月１７日（水）まで
（３）参加申込に関する質問受付期間	令和８年６月８日（月）から 令和８年６月１２日（金）まで
（４）参加資格審査結果通知書・プロポーザル関係書類提出要請書送付	令和８年６月２２日（月）
（５）企画提案書受付期間	令和８年６月２３日（火）から 令和８年７月７日（火）まで
（６）企画提案に関する質問受付期間	令和８年６月２３日（火）から 令和８年６月３０日（火）まで
（７）プレゼンテーション	令和８年７月１５日（水）頃予定
（８）審査（審査委員会）	令和８年７月１５日（水）頃予定
（９）最終審査結果の通知・仮契約	令和８年７月下旬予定
（１０）本契約	令和８年９月下旬予定

９　ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

企画提案書を基に、次のとおり審査委員会が評価を行うためのヒアリング及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）　を実施する。

（1）出席者（説明者）は、３名以内とする。

（2）原則として各社２０分のプレゼンテーション及び１０分程度のヒアリング（質疑応答）を、順次個別に行う。

（3）説明者が当日使用するプロジェクタ、パソコンは提案者側で準備するものとし、スクリーン、電源は基山町が用意したものを使用するものとする。

（4）プレゼンテーション等の内容は提出された企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は原則認めない。ただし提出した企画提案書類の概要を整理した資料等をスクリーンに投影し説明資料として活用することは認める。

（5）プレゼンテーション等の日時・場所等の詳細は、別途通知する。

１０　審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

（1）選考方法

提出された書類及びプレゼンテーションの内容を基に審査を実施する。評価委員会により総得点が高いものから順に順位付を行い、優先交渉候補者及び次点者を決定する。

（2）審査基準及び配点

審査委員会による各評価項目に係る評価基準及び配点は下表のとおりとする。

ア）基山町都市公園施設長寿命化計画に基づく工事内容に関して

児童用複合遊具の更新に関して下記表のとおり審査を行う。

評価項目	審査・評価の視点	配点
テーマ・コンセプト	・デザインの独創性やランドマーク性を有しているか ・遊びを通して子供達の体力、知力など発育が促進されるような提案となっているか	10
遊具の構成	・提案された児童用遊具について、アンケート調査結果（小学生児童）が反映された提案となっているか ・子供達が冒険やチャレンジしたくなるような要素を盛り込んでいるか ・提案された児童用複合遊具が既存の複合遊具と同程度の規模の遊具への更新を基本とし、現状に比べ過度でない更新となっているか。	15
維持管理	・材料の耐久性向上や補修、部品交換等の維持管理コストを低減する提案となっているか ・補修や修繕、部材交換などのメンテナンス性に優れた提案となっているか ・点検や修繕が容易にできるような遊具の構成や施設の動線が工夫されたものとなっているか	15

イ）基山総合公園再整備計画に基づく工事内容に関して

幼児用インクルーシブ遊具の設置、ベンチの更新、ゴムチップ舗装の実施及び基山総合公園

北側遊具ゾーン全体のゾーニング等に関して下記表のとおり審査を行う。

評価項目	審査・評価の視点	配点
テーマ・コンセプト	・ユニバーサルデザインへの配慮がされ、誰もが利用しやすく、楽しめるよう、工夫されているか ・日よけの設置など子どもたちを見守る保護者への配慮ができているか	10
遊具の構成	・提案された幼児用インクルーシブ遊具について、アンケート調査結果（幼稚園・保育園児保護者）が反映された提案となっているか ・障がいの有無や年代に関わらず、だれもが一緒に遊ぶことができる遊具の提案がされているか	10
安全対策	・子供達が安全に使用できるよう、安全に対する配慮がされているか ・遊具の遊び方、注意事項等をわかりやすく記載し、適切な配置・構造配置となっているか ・幼児と児童の動線が交わらないよう対策がなされているか ・保護者が子供を見守ることができるような視認性の高い遊具の配置になっているか	20

ウ）その他の項目について

独自提案及び価格に関して下記表のとおり審査を行う。

評価項目	審査・評価の視点	配点
独自提案	・上限金額の範囲で追加提案や独自提案を行っているか	15
価格評価	・提出された見積書（工事費内訳書）（様式６）の金額により評価を行う	5

１１　審査結果の通知

審査結果を書面により参加者全てに通知する。また、優先交渉候補者は、町のホームページにて公表する。なお、審査の経過などに関する問合せは一切応じないものとする。

１２　契約の締結

契約に関しては、優先交渉候補者から見積書を徴し、「２　業務概要」に記載の契約上限金額以内であれば、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定に基づき随意契約を行う。

１３　企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者を失格とする。

（１）提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア）ヒアリング及びプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ）虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

（２）提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア）提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ）定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ）見積書（工事費内訳書）（様式６）の金額が契約上限金額を超過したとき。

エ）その他本要領に違反すると認められるとき。

１４ その他留意事項

（１）提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

（２）提出書類は返却しない。

（３）提出書類は、優先交渉候補者選定以外には提出者に無断で使用しない。

（４）書類の作成及び提出並びにその説明に係る費用は、提出者の負担とする。

１５ 担当部署（ 提出先・問合せ先）

〒８４１－０２０４ 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦６６６番地

基山町役場　建設課　整備・管理係

TEL：０９４２-９２-７９６３ FAX：０９４２-９２-０７４１

e-mail：seibikanri-3@town.kiyama.lg.jp